

In-Lieu-Fee プログラムの現状と日本適用の可能性

田中 章研究室
0831005 芦 朋也

1. 研究の背景と目的

近年、開発事業などによる人為的な影響が生物多様性の損失の大きな要因となっており、生物多様性を保全する手段である「代償ミティゲーション」が、現在では 53 カ国以上で制度化されている（田中，大田黒，2010）。

先進国では代償ミティゲーションの問題点を改善するミティゲーションバンクが発展している。米国において、ミティゲーションバンクは経営主体の違いからシングルクライアント型、民間ビジネス型、In-Lieu-Fee プログラムの 3 つに分類する事が出来る（田中，1998，2010）。In-Lieu-Fee プログラムは誕生当初、統一する枠組みや利用基準がなかったため問題点が多く見られていた。しかし、連邦政府によって 2000 年にプログラムを統一する「In-Lieu-Fee Guideline」、2008 年にプログラムの利用基準を定める「Compensatory Mitigation for Losses of Aquatic Resources」が発行されたことによって、問題点が改善された。このことから、今後 In-Lieu-Fee プログラムの増加が見られることが予想される。

一方、日本では、環境影響評価法において、回避、低減、代償というミティゲーション方策が明記されているが、それぞれの定義や優先順位の厳守が規定されておらず、実質的な実施は極めて難しい状況である（田中，大田黒，2010）。

米国における In-Lieu-Fee プログラムの仕組みと現状を明らかにし、日本における代償ミティゲーションの 1 つの方策として、米国における In-Lieu-Fee プログラムの特徴や概念が導入可能か考察することを目的とする。

2. 研究方法と研究期間

In-lieu-fee プログラムに関するウェブサイト及び文献等を通して、In-lieu-fee プログラムの現状の整理を行った。研究期間は 2011 年 4 月から 2012 年 1 月である。

3. 研究結果

3-1 In-Lieu-Fee プログラムの現状

In-Lieu-Fee プログラムとは、開発行為によってウェットランドや自然資源に対して悪影響を与える場合、復元、保全といった代償ミティゲーション実施の代わりに代償ミティゲーションに伴う代金をスポンサー（自治体）に支払うことで代償義務を補うことである。図 1 に In-Lieu-Fee プログラムの概要を記す。

2000 年、連邦政府に発行された「In-Lieu-Fee Guideline」において、ミティゲーションバンクにおける優先順位が存在し、In-Lieu-Fee プログラムは、In-Kind または Out-of-Kind のミティゲ

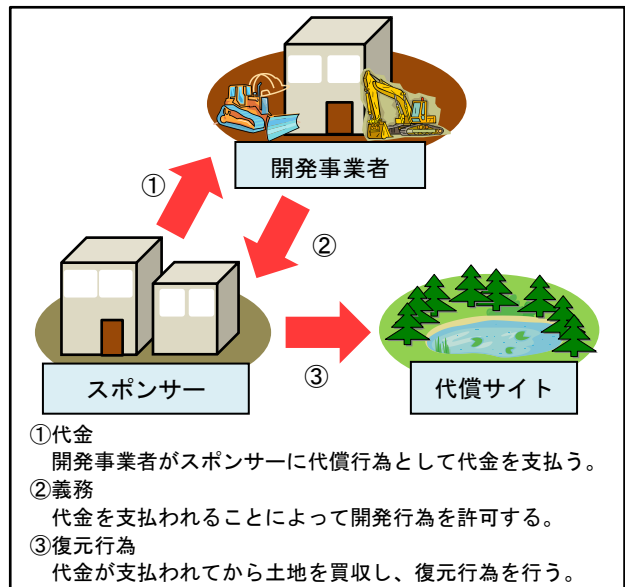


図 1 In-Lieu-Fee プログラムの概要

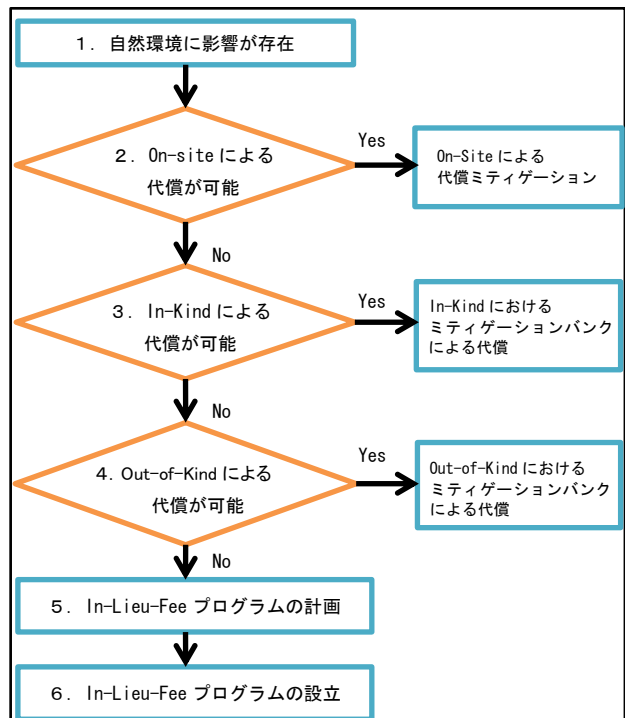


図 2 In-Lieu-Fee プログラムのフロー図

表1 In-Lieu-Fee プログラム一覧 (2011年12月時点)

州	設立年	プログラム名
ヴァージニア	2010年	Living River Restoration Trust
	1995年	Virginia Aquatic Resources Trust Fund
オレゴン	2011年	Oregon Department of State Lands Statewide In-Lieu Fee
カリフォルニア	2011年	East Contra Costa County ILF
テネシー	2011年	Tennessee Wildlife Federation In Lieu Fee Program
ニューハンプシャー	2009年	New Hampshire Aquatic Resource Mitigation Fund
ネバダ	2011年	Steamboat Creek Restoration ILF
バーモント	2012年 予定	Ducks Unlimited, Inc. - Vermont In-Lieu Fee Program
ミシシッピ	2010年	Ducks Unlimited Mississippi Delta
	2010年	Land Trust for the Mississippi Coastal Plain
ワシントン	2011年	Hood Canal Coordinating Council In Lieu Fee Compensatory Mitigation Program

ーションバンクを考慮し、それでも影響が残存する場合、設立されるものである。図2にIn-Lieu-Feeプログラムのフロー図を記す。

2011年12月時点で連邦政府機関の一つであるThe U.S. Army Corp of Engineers (陸軍工兵隊)によって認可されているIn-Lieu-Feeプログラムは11プログラム存在する。表1に2011年12月時点でのIn-Lieu-Feeプログラムの一覧を記す。一方、民間ビジネス型のミティゲーションバンクは910カ所存在する。理由として、「In-Lieu-Fee Guideline」において、In-Lieu-Feeプログラムは、民間ビジネス型のミティゲーションバンクの方が優先され、実施されるからである。

3-2 In-lieu-fee プログラムの実施事例

ヴァージニア州において、1995年に陸軍工兵隊、州政府機関であるthe Virginia Department of Environmental Quality -Office of Wetlands & Water Protection、自然環境保護団体であるNature Conservancy of Virginiaによって「Virginia Aquatic Resources Trust Fund」というIn-Lieu-Feeプログラムが設立された。

設立された目的は、水域環境における利益と公益の向上のために水質浄化法 (Clean Water Act) やヴァージニア州における法律によって規定されている水資源への悪影響に対する代償ミティゲーションの追加的メカニズムを供給することである。

In-Lieu-Fee プログラムにはサービスエリア (悪影響に対して適切な補償を提供することが可能な地域) があり、「Virginia Aquatic Resources Trust Fund」にも13つの流域をベースとしたサービスエリアが存在する。図3にヴァージニア州におけるサービスエリアの区分を記す。

サービスエリアごとに保全対象が異なり、ウエットランド、流域、干潟、猛禽類、魚類、希少生物の生息地などが挙げられる。

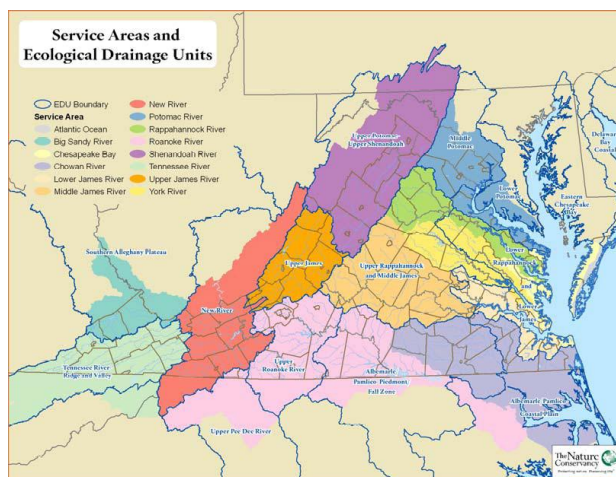


図3 ヴァージニア州におけるサービスエリアの区分

1995年に設立されてから現在まで Nature Conservancy of Virginiaによってウエットランド、ハイランドの復元、創造、増強、保全といった活動が実施され、設立された際に規定された基準を満たしている。各サービスエリアにクレジット価格が設定されており、ウエットランド1エーカー (0.4ha) 当たり30,000~550,000ドルで売買されている。支払われた代金は管理機関に運営費、保全活動費といった用途に使われる。

4. 考察と結論

In-Lieu-Feeプログラムの特徴として、代金が支払われてから復元活動を実施すること、様々な機関や組織と連携し、復元活動を実施すること、地域特有なニーズに合わせた小規模な悪影響の代償を可能であること、流域をベースとしたサービスエリアの選定および長期的な管理をすることが挙げられる。

日本において、地域特有の種への影響に対して代償ミティゲーションを実施する際、他の地域において、地域特有の種を代償することが可能なのかという疑問がよく挙げられる。また、自然保護団体が保全活動において資金不足のため活動が出来ないという問題点も挙げられる。

これらの疑問と問題点を解決するために、In-Lieu-Feeプログラムの特徴である地域特有のニーズに合わせた小規模な影響の代償と開発事業者から自然保護団体に代金が支払われた後に復元活動を実施する仕組みを取り入れることで今後、代償ミティゲーションの普及に繋がるのではないだろうか。

【引用文献】

- 田中章 (2010) ミティゲーション・バンキングによるウエットランド等の生態系保全—米国生物多様性オフセットの経済的手法：生物多様性バンキングの実態—。水環境学会誌, Vol.33(A), No.2, 54-57.
- 田中章, 大田黒信介 (2010) 戦略的な緑地創成を可能にする生物多様性オフセット—諸外国における制度化の現状と日本における展望—都市計画, Vol.59, No.5, p18-25.
- Nature Conservancy of Virginia(2009)THE NATURE CONSERVANCY'S WATERSHED APPROACH TO COMPENSATION PLANNING FOR THE VIRGINIA AQUATIC RESTORATION TRUST FUND, 90pp.
- United States of America Department of the Army(2000)Federal Guidance on the use of In-Lieu Fee Arrangement for Compensatory Mitigation under Section 404 of the Clean Water Act and Section 10 of Rivers and Harbor Act, p1-9.